

# 6 新事業・新分野進出

## 新事業(全般)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
新連携事業	<p>異分野の中小企業者同士が連携して、新商品、新サービスの開発等に取り組む事業計画を策定し、中小企業新事業活動促進法に基づき、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。</p> <p>●対象者 2社以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む方で、中小企業新事業活動促進法第11条の異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業・サービス競争力強化連携支援事業</li> <li>・マーケティング等の専門家による支援(中小企業基盤整備機構)</li> <li>・政府系金融機関の低利融資制度</li> <li>・信用保証協会の信用保証の特例</li> <li>・中小企業投資育成(株)の支援(出資等)</li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>
商業・サービス競争力強化連携支援事業	<p>産学官で連携して行う事業で、「新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受け、下記のいずれかを満たす取組の支援</p> <p>(1) 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う取組</p> <p>(2) 産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」又は「グレーゾーン解消制度」を活用する取組</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:初年度3,000万円以内(最大2年間継続して支援。2年目は初年度と同額を上限)</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
地域資源活用事業	<p>中小企業者が、地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化を行う際、中小企業地域資源活用促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。</p> <p>●対象者 中小企業者等が単独又は共同で、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと名物応援事業補助金(消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業)</li> <li>・マーケティング等の専門家による支援(中小企業基盤整備機構)</li> <li>・政府系金融機関の低利融資制度</li> <li>・信用保証協会の信用保証の特例</li> <li>・食品流通構造改善促進機構による債務保証等</li> <li>・中小企業投資育成(株)の支援(出資等)</li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>
ふるさと名物応援事業補助金 (消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業)	<p>地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業等が実施するマーケティング調査、展示会出展や新商品開発に係る試作等の経費の一部を補助</p> <p>◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
農商工等連携	<p>中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、農商工等連携促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。</p> <p>●対象者</p> <p>①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に対する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団法人・NPO法人等であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者</p> <p>●支援内容</p> <p>【対象者①の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)</li> <li>・政府系金融機関による低利融資制度</li> <li>・信用保証協会の信用保証の特例</li> <li>・食品流通構造改善促進機構による債務保証等</li> <li>・農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例</li> </ul> <p>【対象者②の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)</li> <li>・信用保証協会の信用保証の特例</li> </ul>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658 中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課 TEL:086-224-4511(代) 中小企業基盤整備機構中国本部 TEL:082-502-6689</p>

<p>ふるさと名物応援事業補助金 (低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)</p>	<p>【対象者①の場合】 ●事業化・市場化支援事業 農商工等連携計画の認定を受けた連携体が当該計画に基づいて実施するマーケティング調査、展示会出展、試作品開発等に係る経費の一部を補助 ◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p> <p>【対象者②の場合】 ●連携体構築支援事業(支援機関型) 一般社団法人・NPO法人等が、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導、助言等の連携を支援する事業に係る経費の一部を補助 ◆補助率:2/3以内、補助金額:500万円以内</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL:082-224-5658</p>
<p>6次産業化ネットワーク活動整備交付金</p>	<p>農山漁村の所得の確保や雇用を拡大し、地域活力の向上を図るため、六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>
<p>6次産業化ネットワーク活動推進交付金</p>	<p>農山漁村の所得や雇用を拡大し、地域活力の向上を図るため、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催や、プロジェクトの調整・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組み等について支援。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>
<p>農林漁業成長産業化ファンド</p>	<p>国と民間の共同出資によって創設された(株)農林漁業成長産業化支援機構により、国により認定された6次産業化の取組をさらに拡大・高度化し、成長力・競争力のある事業へと発展・飛躍することを支援。 機構は、サブファンド(地域又はテーマ)への出資を通じ、支援対象事業者に対して出資、経営支援を一体的に実施。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 TEL:086-224-4511(代)</p>

●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>建設業者の新分野進出への入札参加資格格付加給</p>	<p>県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観点に最大10点を加給。(売上高等の要件あり)</p>	<p>鳥取県県土整備部県土総務課 TEL:0857-26-7454</p>
<p>鳥取県企業等農業参入促進支援事業 (農業経営検討事業)</p>	<p>農業参入準備・参入初期段階での先進地視察、技術研修、試験栽培等を支援(上限100万円、補助率1/3)</p>	<p>鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269 各地方事務所</p>
<p>鳥取県企業等農業参入促進支援事業 (農業経営開始・推進事業)</p>	<p>農業の生産、出荷、加工、販売等に必要の農業機械・施設の整備及びリース費用を助成。(上限500万円、補助率1/3) *一定以上の新規雇用を行った場合は特認あり。</p>	<p>鳥取県農林水産部経営支援課 担い手育成担当 TEL:0857-26-7269 各地方事務所</p>
<p>鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金</p>	<p>県内の中小企業者が新製品・新サービス・新技術の開発による事業化のために行う調査、研究開発等について助成する。 (調査支援型:上限100万円、補助率2/3、研究開発支援型:上限500万円、補助率2/3)</p>	<p>鳥取県商工労働部経済産業総室 産業振興室 TEL:0857-26-7246</p>

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
<p>新分野進出支援事業助成金</p>	<p>新分野進出を検討するために行う事前の調査・研究や新分野に進出した事業の拡張、販路拡大のために行う取り組みに対して、その費用の一部を助成します。 (助成率:2/3、上限額:70万円)</p>	<p>鳥根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-6429</p>
<p>新分野進出促進事業補助金</p>	<p>新分野進出するために要する初期投資経費や新分野に進出した事業の拡張投資に要する経費の一部を補助します。 (補助率:1/3、補助金額:100万円～400万円)</p>	<p>鳥根県土木部土木総務課 建設産業対策室 TEL:0852-22-6429</p>

## ■農林水産

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	施設整備等に係る支援 農業用機械・施設の整備等に係る初期投資の軽減。	中国四国農政局農村計画部 農村振興課 TEL:086-224-9416
経営体育成支援事業 注)H26予算は配布済み	・一般型(融資主体型補助) 人・農地プランで中心経営体等として位置づけられた農業参入した企業等が、融資を受けて農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。 ・条件不利地域型 農業参入した企業等が、経営規模が零細である等の要件を満たす条件不利地域において、経営規模の拡大や経営の複合化・多角化を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援。	農林水産省経営局就農・女性課 TEL:03-3502-8111(代)  中国四国農政局 経営・事業支援部経営支援課 TEL:086-224-4511(代)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営改善計画を達成するために必要な農地、機械、施設等の取得等のための長期資金及び長期運転資金の貸付。	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 【業務受託金融機関】 各県信用農業協同組合連合会 (巻末参照) 受託金融機関である銀行 又は信用金庫
農業改良資金	創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。	(株)日本政策金融公庫(農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 農協などの民間金融機関
農業近代化資金	機械、施設等の取得に必要な長期資金及び長期運転資金を民間金融機関が貸付。(利子補給あり)	最寄りの農協などの民間金融機関、 【県庁と利子補給契約を締結している金融機関に限る】
青年等就農資金	認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な無利子資金を貸付。	(株)日本政策金融公庫 (農林水産事業) 各県支店(巻末参照) 農協などの民間金融機関
農業信用保証保険制度	農業制度資金の借入れに対する農業信用保証制度の運用については、農外からの新規参入法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、同協会による債務保証を受けることが可能	各県の農業信用基金協会(巻末参照) 各県農業信用基金協会の会員である最寄りの農協などの民間金融機関でも相談可
農業法人等に対する出資と融資の一体的提供を行うための体制の整備	新規の農業法人(認定農業者)については、自己資本の充実等による経営の発展を図るため、「アグリビジネス投資育成株式会社」投資事業有限責任組合による投資育成事業を利用することが可能	アグリビジネス投資育成(株) 投資育成部 TEL:03-5253-6688(代) 日本政策金融公庫本店 (農水産事業本部) TEL:0120-926478 農林中央金庫本店 農林水産環境事業部 TEL:03-3279-0111(代) (社)日本農業法人協会 TEL:03-6268-9500
「農林業をやってみよう」プログラム	農林業等で働いてみようという意欲をもつ失業者等の様々な希望や能力等に 応え、農林業等に関する各種の情報提供機能を強化	ハローワーク「就農等支援コーナー」 最寄りのハローワーク <a href="https://www.hellowork.go.jp/info/location_list.html">https://www.hellowork.go.jp/info/location_list.html</a>
全国新規就農相談センターによる情報の収集・提供等	農業を始める者に対し、求人・就職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施	各県の農業公社等(巻末参照) 各県の農業会議(巻末参照)

制度名	制度の概要	問い合わせ先
林業関係の金融制度	<p>林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等</p> <p>(1)日本政策金融公庫資金制度： 林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通</p> <p>(2)林業・木材産業改善資金制度： 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付</p> <p>(3)木材産業等高度化推進資金制度： 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通</p>	<p>(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照)</p> <p>(2)各県の森林組合連合会(巻末参照)</p> <p>(3)(独)農林漁業信用基金林業部門 TEL:03-3294-5585</p>
漁業関係の金融制度	<p>漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付</p> <p>(1)日本政策金融公庫資金制度： 漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付</p> <p>(2)漁業近代化資金 漁協等が窓口となり、国や自治体が利子補給等を行う漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付</p> <p>(3)沿岸漁業改善資金： 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営</p>	<p>(1)日本政策金融公庫(農林水産事業)各支店(巻末参照)</p> <p>(2)各県の信用漁業協同組合連合会(巻末参照)</p> <p>(3)漁業協同組合、各県の水産部局</p>

●島根県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
企業等の農業参入支援事業(補助金)	<p>1. 活動支援(ソフト)</p> <p>新たに農業参入しようとする企業等の試作、技術習得、調査研究等の実践活動や、農業参入企業がより付加価値の高い農業を展開するための実践活動に要する経費を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率:1/2以内</li> <li>・補助金上限額:100万円</li> </ul> <p>2. 整備支援(ハード)</p> <p>新たに農業参入しようとする企業等が経営計画を早期に実現するために、また、農業参入企業が経営強化するための機械・施設等を整備するために要する経費を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新規参入企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3以内</li> <li>・補助金上限額 1,200万円</li> </ul> </li> <li>○既参入企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/3以内</li> <li>・補助金上限額 300万円</li> </ul> </li> </ul>	<p>島根県農林水産部農業経営課 TEL:0852-22-6860</p>

●広島県

制度名	制度の概要	問い合わせ先												
農業分野進出に対する支援	<p>①担い手経営発展チャレンジ事業(農業参入企業チャレンジタイプ)</p> <p>新たに農業分野に参入する企業及び既参入の規模拡大等に必要な機械施設等の整備を行う経費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率:県1/3、市町1/6(義務)</li> <li>○補助対象:栽培用施設、集出荷調製施設、生産物の加工販売施設、機械・器具等</li> </ul> <p>②農業融資制度</p> <p>農業分野に参入する企業が必要とする施設整備費及び運転資金に対する融資制度</p>	<p>広島県農林水産局農業担い手支援課 TEL:082-513-3532 Mail:nouninaite@pref.hiroshima.lg.jp</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸出利率</th> <th>融資限度額</th> <th>融資(据置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業近代化資金</td> <td>1.00%</td> <td>3,600万円</td> <td>7~15 (2~7)年</td> </tr> <tr> <td>農業経営基盤強化資金※</td> <td>0.4%~1.00%</td> <td>10億円</td> <td>25(10)年</td> </tr> </tbody> </table>			貸出利率	融資限度額	融資(据置)	農業近代化資金	1.00%	3,600万円	7~15 (2~7)年	農業経営基盤強化資金※	0.4%~1.00%	10億円	25(10)年
			貸出利率	融資限度額	融資(据置)									
	農業近代化資金		1.00%	3,600万円	7~15 (2~7)年									
農業経営基盤強化資金※	0.4%~1.00%	10億円	25(10)年											
<p>※要件として、認定農業者になることを要する。</p> <p>・利率はH26. 4. 1適用のものであり、今後の金融情勢により変動する。</p>														

●山口県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業経営体育成支援事業のうち企業の農業参入推進活動	<p>企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への普及セミナー等を開催する。</p>	<p>山口県農林水産部農業振興課 TEL:083-933-3375</p> <p>山口県地域農業戦略推進協議会 TEL:083-902-8081</p>

## ■環境・リサイクル

制度名	制度の概要	問い合わせ先
事業者向け支援事業	環境省 事業者向け支援事業 ホームページ アドレス <a href="http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html">http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html</a>	

## ●鳥取県

制度名	制度の概要	問い合わせ先
鳥取県版環境管理システム(TEAS)認定制度	県内の企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度(愛称『TEAS』) TEAS I種認定企業には、建設業格付で点数加算等を実施	鳥取県生活環境部環境立県推進課 環境実践推進担当 TEL:0857-26-7875
鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業	県内の企業等及び県内の大学等が行うリサイクル技術や製品の開発・実用化を目的とした研究開発事業等に係る費用を補助 (製品開発型:上限500万円、補助率2/3、事業化強化型:上限700万円、補助率2/3)	鳥取県商工労働部立地戦略課 TEL:0857-26-7564